

令和6年度

仕様書

業務名 : ごみ焼却灰輸送業務

札幌市環境局環境事業部施設管理課

仕 様 書

1 業務概要

本業務は、札幌市(以下「委託者」という。)の清掃工場から発生する焼却灰を別途発注業務によりセメント資源化するため、受託者により、清掃工場からセメント資源化施設まで焼却灰の輸送を行うものである。

2 業務名

ごみ焼却灰輸送業務

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

(1) 積込み場所(搬出施設)

駒岡清掃工場：札幌市南区真駒内 602

白石清掃工場：札幌市白石区東米里 2170-1

発寒清掃工場：札幌市西区発寒 15 条 14 丁目 1-1

積込み時間は、駒岡、発寒清掃工場が午前8時30分から午後3時00分まで、白石清掃工場が午前8時30分から午後4時00分までを原則とし、事前に各清掃工場と調整の上、積込むこと。

(2) 積降ろし場所(資源化施設)

太平洋セメント株上磯工場： 北斗市谷好 1-151

積降ろし時間は、午前8時00分から午後4時00分までを原則とし、事前に太平洋セメント株上磯工場と調整の上、積降ろしすること。

5 輸送対象物及び性状

(1) 処理対象物： 焼却灰（主灰）

(2) 含水率： 20～30%程度

(3) 焼却不適物（不燃物及び燃え残り）含有率： 20～30%程度

(4) 比重： 1.0程度

ただし、含水率・焼却不適物含有率は目安であり、搬出時期により変動がある。

6 焼却灰輸送計画

(1) 輸送予定期間

令和6年4月22日から令和7年3月24日まで(予定)

期間中の輸送計画は別紙1のとおりとする。

焼却灰の搬出施設及びセメント資源化施設の事情により、輸送予定日及び1日当たりの輸送台数を変更する場合がある。

(2) 業務予定量

17,470 トン（予定）

（内訳） 駒岡清掃工場 5,000 トン（予定）

白石清掃工場 12,370 トン（予定）

発寒清掃工場 100 トン（予定）

※積込量は、駒岡清掃工場 1 台当たり 9.7 トン、白石及び発寒清掃工場 1 台当たり 9.2 トンを目安とする。

また、最終的な業務予定量については委託者と協議を行うこと。

7 業務内容

受託者が行う業務については次のとおりとする。

(1) 燃却灰輸送

委託者と協議の上、清掃工場の稼動に影響を与えないよう、速やかに輸送を行うこと。

ア 輸送方法

各清掃工場と太平洋セメント(株)上磯工場間の輸送は、以下のいずれかの方法とする。

(ア) 鉄道輸送

区間	輸送方法
清掃工場～札幌貨物ターミナル駅	トラック輸送
札幌貨物ターミナル駅～函館貨物駅	鉄道輸送
函館貨物駅～太平洋セメント(株)上磯工場	トラック輸送

- a 天蓋付き 20 フィートコンテナを輸送容器として、鉄道・車両輸送を行うこと。
コンテナは別添図面 1 の容器もしくは同等品とする。
- b 指定した輸送容器が積載可能なトラックを輸送車両とすること。
- c 清掃工場・札幌貨物ターミナル間の輸送車両は別添図面 2 及び別添図面 3 の車両もしくは同等品とし、別添図面 2 のホイールベースを超えないものとすること。
- d 函館貨物駅・太平洋セメント(株)上磯工場間の輸送車両は別添図面 3 の車両もしくは同等品とし、ダンプアップにより積降ろしが可能なものとすること。

(イ) 陸送輸送

各清掃工場と太平洋セメント(株)上磯工場間を車両により輸送する。

輸送は鉄道輸送の函館貨物駅・太平洋セメント(株)上磯工場間のトラック輸送に準じた輸送もしくは最大積載量 10.0 トン程度のダンプトラックによる輸送とし、ダンプアップにより積降ろしが可能なものとすること。

ダンプトラックの荷台は、全面を覆うことが可能な天蓋装置付きとし、焼却灰の飛散や水漏対策のため、別添図面 1 の特記事項に記載の構造・対策を施したものとすること。

イ 共通事項

- (ア) 輸送する焼却灰の性状を考慮し、輸送中の飛散及び水分の漏洩に充分対策を講じること。また、冬季においては、輸送中の焼却灰の凍結を防止するための対策を講じること。
- (イ) 運搬業者名、又は「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第四条」に基づく表示番号が明示された車両を使用すること。
- (ウ) 使用する車両は、各清掃工場の灰積込みホッパーに接触しない車高とすること。
- (エ) 契約後、委託者の指示に従い輸送に使用する車両・輸送容器の重量を清掃工場計量設備で計量すること。また、委託者が作成した ID カード(運搬車両ごとに貸与する磁気カードで、施設名称、運搬物の種別、車両番号、積載前の車両総重量などのデータを記録したもの)の貸与を受けること。
ただし、既に ID カードを作成済みの車両については、再度計量を行う必要はない。なお、輸送車両・輸送容器については、事前に委託者の了承を得ること。
- (オ) カード作成に際し使用した、車両・輸送容器以外を使用しないこと。

8 業務従事者等の配置及び職務

業務従事者等の配置及び職務については次のとおりとする。

- (1) 受託者は、業務責任者を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。
業務責任者は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。
- (2) 受託者は、業務責任者が休暇、病気その他やむを得ない事情により、不在となる場合は、その業務の代行を行う者を定めなければならない。
- (3) 受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」、「道路交通法」等の関係法令を遵守し、業務を適正に履行しなければならない。また、業務責任者は以下に従い業務を行わせること。
 - ア 業務履行に当たっては、業務従事者に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の趣旨、目的等を周知すること。
 - イ 「道路交通法 第七十四条の三」に基づく「安全運転管理者」に、「貨物自動車運送事業法 第十八条」に基づく「運行管理者」に準じた業務を行わせ、その状況を管理すること。
 - ウ 使用車両に有効な免許を所持している者に運転業務を行わせること。
また、「安全運転管理者」と協力して、運転に携わる業務担当者の飲酒・薬物の使用、睡眠、休息の状況及び体調等について充分な管理を行うとともに、運転免許が失効中の者が本業務に携わることがないようにすること。

9 業務履行

業務履行に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 焚却灰の輸送予定日は6-(1)に記載のとおりとするが、受託者の都合により変更

が必要な場合は、事前に委託者と協議の上、輸送日を決定すること。

(2) 焼却灰の積込み・積降ろし作業については、次のとおりとする。

ア 各清掃工場内における導線は各工場の指定するものとし、これにより難い場合は委託者と協議の上、指示に従うこと。

イ 積込み作業における灰クレーンの操作は各清掃工場が行うものとするが、積込みに伴う車両停車位置の決定、その他積込み作業に関する詳細については、各清掃工場と事前に調整し、その指示に従うこと。

ウ 灰の積込み場の作業はダイオキシン第一管理区域内のため、暴露防止用の粉じんマスク等保護具を着用すること。積込み作業及び荷台における均し作業等により床等に落下した焼却灰の清掃時も同様とする。積込み作業及び荷台における均し作業等により床等に落下した焼却灰の清掃は受託者が行うものとする。

廃棄物焼却炉施設における労働者のダイオキシン類暴露防止対策については怠らないこと。

エ 輸送にあたっては、荷崩れや漏水等の恐れが無いことを確認するとともに、それらが確認された場合は、対策を講じてから輸送を行うこと。

オ 焼却灰の積込み後、工場内計量所にて計量を行い、総重量が適法であることを確認すること。積載後の総重量が車検証にある車両総重量を超過した場合には輸送を中止し、受託者は工場から指定された場所に焼却灰を降ろし、超過解消後に輸送すること。

カ 計量所では、委託者から貸与された ID カード(輸送車両ごとに貸与する磁気カードで、施設名称、運搬物の種別、車両番号、積載前の車両総重量などのデータを記録したもの)を使用して積載量の計量を行ない、「計算書兼領収書」を受領すること。

キ 輸送経路については、道路交通法等による規制を遵守した合理的な経路とし、事前に委託者の了承を得ること。

ク 輸送にあたっては、タイヤに付着した泥等で道路等を汚損しないように注意すること。

ケ 積降ろし作業については、太平洋セメント(株)上磯工場に指定された場所に焼却灰を降ろし、荷台を元の走行可能状態に戻したことを確認すること。

(3) 前号の輸送においては、飛散、落下等の事故のないよう注意すること。

(4) 業務履行中の事故、災害等臨機の場合には、被害拡大の抑制に努めるとともに、関連機関への連絡を行い、速やかに状況及び経過の報告を行うこと。

(5) 本仕様書に定めていない事項については、委託者と協議すること。

10 特別業務

受託者は、委託者から指示があった場合、セメント資源化施設への焼却灰の輸送を中止し、委託者の指定した最終処分場に焼却灰を輸送すること。

- (1) 輸送はダンプアップにより積降ろしが可能なダンプトラックによるものとする。
- (2) 輸送先は駒岡、白石清掃工場からの焼却灰は山本処理場(札幌市厚別区厚別町山本 1065 ほか)、発寒清掃工場からの焼却灰は山口処理場(札幌市手稲区手稲山口 364 ほ

か)とする。

- (3) 最終処分場に焼却灰を輸送する場合の焼却灰の積込み、積降ろし作業及び計量については、9-(2)アからケによるものとする。ただし、9-(2)ケの太平洋セメント(株)上磯工場は委託者に読み替えるものとする。

11 受託者の経費負担範囲

本業務履行に必要な以下の一切の経費を受託者の負担範囲とする。

- (1) 雇用に係るもの
- (2) 鉄道、車両及び油脂等に係るもの
- (3) 事務用品及び報告書作成に係るもの

12 提出書類

本業務の実施に伴う提出書類は次のとおりとする。

- (1) 業務着手届(着手後速やかに) 1部 {(1)から(4)は綴じて割印すること}
- (2) 業務責任者等指定通知書(着手後速やかに) 1部
- (3) 業務責任者等経歴書(着手後速やかに) 1部
- (4) 技術者の雇用関係を証明できる書類(着手後速やかに) 1部
- (5) 使用車両の車両検査証等の写し(着手後速やかに) 1部
- (6) 運搬経路図(着手後速やかに) 1部
- (7) 計算書兼領収書の写し(毎月月締めにより速やかに) 1部
- (8) 業務完了届(毎月月締めにより速やかに) 1部
- (9) 委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

13 環境に配慮した業務履行

業務の履行にあたっては、環境負荷低減に配慮した履行に努めなければならない。

特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。
- (6) 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
- (7) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針を十分理解させるとともに、業務と環境配慮の関連について自覚を持つような指導をすること。